

# 中国の経済変動

——大躍進・小躍進と経済改革——

た じま とし お  
田 島 俊 雄

- I 課 題
  - II 大躍進期の経済改革
  - III 小躍進期の経済改革
  - IV 1980年代の改革と調整
- む す び

## I 課 題

本稿の課題は、従来まったくの対極に位置すると考えられてきた中国の大躍進政策(1957年以降)、小躍進政策(70年代初頭)と80年代の経済改革政策が、一面で相共通する発想、相共通する方法をもって行なわれたことを確認する点にある。すなわち相共通する発想とは中央集権的な計画経済制度の改革であり、相共通する方法とは地方分権化と非国家セクターの活用である。また大躍進期と1980年代の経済改革政策にかぎって言えば、程度の差こそあれ、国営企業における企業自主権の拡大も共通する方法であったといえる。

さて、1957年以降および70年代初頭の制度改革と80年代の経済改革を結びつける考え方は、必ずしも筆者の独創ではない。たとえば経済改革に対する全面的取組みを宣言した1984年の中共中央による「経済体制改革に関する決定」では、第1次5カ年計画(53~57年)と経済の社会主義的改造に伴い、「経済体制の面で統制のゆきすぎという弊害がしだいに表面化するようになり、56年の中共第8回党大会の前後、「党中央、とくに中央で経済工作の指導にあっていた同志は、その問題

を察知し、一部の改善措置を提起した」と記している(注1)。そしてこの「決定」では、こうした改善措置は1957年以降の極左路線すなわち大躍進政策によって実現されなかったこと、またその後何度か実施された権限の下放政策も、国営企業に自主権を与えるところまでいかなかったことを強調している。他方、新中国通史として党中央宣伝部系統で企画・出版されている〈当代中国叢書〉のなかの『当代中国的経済体制改革』では、大躍進と経済改革を結びつけ、「『大躍進』期の経済体制改革は、中央と地方、国家と企業、および計画、基本建設、財政、税制、労働、銀行、商業、生産財流通、物価、教育などの管理体制の面でいずれも新しい試みを行なった。いくつかの方策はそれ自体合理的な要素を含んでいたが、ただし指導思想の面で『左』の誤りを犯し、またマクロの意思決定の面で失敗があり、不成功に終わった」としている(注2)。

筆者の理解では、最初の経済改革は1957年に行なわれ、これには国営企業における自主権拡大も含まれており、しかもそれは大躍進政策の挫折と不可分の関係にある。また、企業における自主権拡大をメルクマールとして今日の経済改革と従来の改革の相違を論ずるにしても、その前提として今日における国営企業の自主権拡大がいかなる経済的実態を伴っているのか議論する必要があると考える。しかしここではとりあえず、すでに1956年段階から集権的計画経済の弊害が中共の上層部

で意識されていたこと、もしくは現在そのように理解されていることを確認しておく。

その他、ニュアンスの濃淡はあれ、1957年以降の改革、70年代初頭の「小躍進政策」を経済改革の前身とする議論は、中国と東欧諸国の経済改革の対比を試みた李忠傑ほか『社会主義改革史』などでもみられる(注3)。

中国以外でも、1957年以降の改革、なかんずく企業管轄制度、財政制度、および流通制度の改革については、すでに60年代に石川滋(注4)、F・シャーマン(注5)、宮下忠雄(注6)らによって、その事実が指摘されている。このうちもっとも早くこの点を指摘したのは石川であるが、制度が逆戻りする以前の時点に研究が行なわれており、その後の制度改革の推移に関して当然ながら言及していない。これに対し宮下は、財政制度に即し、改革が一時的なものにすぎず、1960年代初頭に従来の制度に実質的に回帰したことを示した。他方、シャーマンの場合には、一過性であった点については自覚的ではなかったものの、ユーゴスラビアにおける企業自主権の拡大やソ連における1950年代の地方分権化との比較のもとに、大躍進期の改革の特徴は、企業自主権の拡大を伴う行政レベルの地方分権化であったとしている(いわゆる「分権化II」)。

一方、1970年代にも小島麗逸(注7)や、中兼和津次(注8)によって、57年以降、地方分権的な制度改革が実施されたと指摘されている。ただし小島の場合には、「地方分権化は大躍進運動を促進化する働きをもったことは否定すべくもない」が、「この改革(工商業管轄権、財政権の一部地方委譲——引用者)には大躍進運動と直接な関係はよみとれない」とし、一連の制度改革と大躍進を別のものととらえている(注9)。他方、中兼の場合には、地

方分権が1970年代まで維持されたと想定しつつ、分権化の内実として地方政府による集権的地域経済運営を強調し、こうした分散的な「緩い」集権制を毛沢東の経済モデルの重大な特徴としている。

毛沢東の経済モデルのなかに制度的な地方分権化を見出したところに、シャーマン、中兼の大きな功績があったと思われるが、後に詳しく述べるように、中央集権的計画経済の地方分権化は1950年代末と70年代初頭に、それぞれ一時的に実現されたにすぎなかった。大躍進政策、小躍進政策の破綻に伴い、地方分権的な制度改革も挫折し、従来の中央集権体制に戻ったのである。すなわち改革により中央集権から地方分権になり、これが失敗して中央集権に戻るというサイクルが、今日の改革に至るまで少なくとも2回繰り返されていたことになる。

大躍進のみならず小躍進政策においても制度上の地方分権化がみられたことは、1980年代に入り上原一慶によっても指摘されている(注10)。すなわち上原は上記『当代中国的経済体制改革』の記述をうけ、経済運営における地方分権化の側面を認める形で、旧著における大躍進および小躍進の評価を修正している。また矢吹晋らは(注11)、今日の経済改革とは必ずしも結びつけていないが、大躍進・小躍進の推移を追うなかで、経済改革的側面に言及している。

内外の研究者のみならず、今日の中国の改革プランナーにおいても、少なくとも1980年前後の初期の段階では、経済改革が57年以降の制度改革、および小躍進の制度改革を引き継ぐものであると明確に意識されていた。たとえば1979年12月に国務院財政経済委員会経済体制改革小組辦公室(現在の国家経済体制改革委員会の前身)によって出され

た文革後最初の経済改革構想では、「建国以来、わが国の经济管理体制は何回かの大きな変革を経験してきた」とし、57年以降の地方への企業・物資(生産財)管轄権の下放、地方財政権の拡大、企業における利潤留保権の拡大、70年前後における地方分権化の試みなどを、いずれも経済改革として評価し、その経験を総括することが不可欠であるとしている(注12)。

改革プランナーによるこうした評価がなされる背景として、これらの時期、少なくとも大躍進初期および1980年前後の改革に関するかぎり、改革の立案主体に共通性がみられる点を指摘できる。1957年段階で改革案の策定にあたったのは当時の筆頭副首相陳雲であり、79年段階の國務院財政経済委员会主任は、やはり副首相を兼任している陳雲であった。これに李先念、薄一波、姚依林などが加わり、両時点での経済改革案の立案に責任を負ったものと思われる(注13)。すなわち現在の中国では経済改革に比較的慎重な姿勢をみせているこれらの大御所は、すでに1957年の時点で第1回目の経済改革を試み、挫折を経験していることになる。逆に1950年代の挫折から、急進的な経済改革に対し批判的な立場をとっているといえるかもしれない。

本稿では以下、大躍進と重なる1957年以降の経済改革、および小躍進と呼ばれる70年代初頭の経済改革がいかなる状況のもと、いかなる内容で策定されたのか、またそれらがいかに挫折したかを見、もって今日の経済状況、さらには政治状況を考える上での1つの歴史的視角を得たいと考える。

『経済体制改革』北京 中国社会科学出版社 1984年 93ページ。

(注3) 李忠杰・徐耀新・魏力『社会主義改革史』北京 春秋出版社 1988年 294, 330ページ。

(注4) 石川滋『中国における資本蓄積機構』岩波書店 1960年 72ページ/同「中国の公式国民所得統計吟味」(石川滋ほか『中国経済発展の統計的研究I』アジア経済研究所 1960年)。

(注5) Schurmann, F., *Ideology and Organization in Communist China*, パークレイ, University of California Press, 1966年, 86ページ。

(注6) 宮下忠雄『中国の財政制度』アジア経済研究所 1968年 28ページ。

(注7) 小島麗逸「新社会主義への萌芽」(同『中国の経済と技術』勁草書房 1975年)。

(注8) 中兼和津次「中国の経済制度」(野々村一雄編『社会主義経済論講義』青林書院新社 1975年)/同「中国 社会主義経済制度の構造と展開」(岩田昌征編『経済体制論 第四巻 現代社会主義』東洋経済新報社 1979年)。

(注9) 小島 前掲論文 141ページ。

(注10) 上原一慶『中国の経済改革と開放政策——開放体制下の社会主義——』青木書店 1987年 52ページ/同「中国」(大崎平八郎編『社会主義経済論』有斐閣 1986年 第2章) 75ページ。

(注11) 宇野重昭ほか『現代中国の歴史』有斐閣 1986年 121, 122, 311~314ページ参照。

(注12) 國務院財委経済体制改革小組辦公室「關於经济管理体制改革總体設想的初步意見」(国家経済体制改革委員会『中国経済体制改革規画集1979—1987』北京 中共中央党校出版社 1988年) 1ページ。

(注13) 陳雲「在國務院財政経済委員会第一次会議上の講話」(『陳雲文選(一九五六—一九八五)』北京人民出版社 1986年) 参照。

## II 大躍進期の経済改革

大躍進政策とは、1957年秋以降中国で展開された大規模な水利建設、農村工業化、これらを通じた農村の人民公社化、さらには都市における中小企業や小型高炉の試み等、むしろ非国家セクター

(注1) 中共中央「経済体制改革に関する決定」(『北京週報』1984年第44号)。

(注2) <当代中国>叢書編輯部編『当代中国的経

での積極的な経済活動を推進する政策として、一般に理解されている(注1)。そしてこの政策は1959年以降の食糧危機を契機に挫折し、60年代初頭以降、生産隊を基礎とする3級所有制の実施などによる人民公社制度の再編、農村工業の整頓、食糧の買付け価格の引上げによる農業生産の刺激、都市人口約2000万人の強制帰村などにより、是正される。とりわけ最後の点は、しばしばいわれる餓死の発生とともに、大躍進政策のマイナス・イメージを代表する。

大躍進およびそれに続く調整期の人口・労働力動態については、1980年代に入り、はじめて時系列の統計が与えられた(第1表参照)。総人口は1960、61年と減少し、異常な事態が発生したことを物語る。都市・農村人口の変化については、都市・農村概念および都市行政区域の変動等、やっかいな問題があり(注2)、一概に論じられないが、1958年から60年にかけては農村人口が減少し、逆に60年から63年にかけては都市人口が減少するなど、前後の時期に比べて異常な事態となっている。また農業就業人口も1958年に約20%と大幅に減少している。

以上要するに、大躍進期には農業から非農業へ

の労働力の大量移動が起こり、その少なからぬ部分は都市に出たと思われる。食糧危機の問題もこうした文脈で考えれば分かりやすい。また常識的に考え、1960年代に農村に戻ったというのは、主としてこの時期に都市に出た部分ということになる(注3)。

中国では1953年に人口センサスが行なわれ、作成された人口台帳にもとづき戸籍と食糧・綿製品の配給制度(注4)が作られ、今日に至る。その間、農村から都市への労働力移動は基本的に制限されてきた。したがって大躍進期にこのような移動がみられたということは、きわめて異例かつ異常である。農村労働力を吸引する力が都市において急速に形成され、同時に移動を容認する何らかの制度的変化が生じて、はじめてこうした事態が可能となる。

1956年、毛沢東は論文「十大関係を論ずる」を発表し(注5)、第1次5カ年計画期の資源配分、およびこの時期にほぼ完成した中央集権的な経済運営システムに対し、修正の必要を示唆した。これを受け、5月から8月にかけて全国体制会議が開かれ、過度な中央集権体制を改善する問題が討論されるとともに、各方面からの意見を集約すること

第1表 大躍進期の人口・労働力動態(年末数)

(単位:万人)

年次	総人口	農村人口*	都市人口*	農業就業人口	非農業就業人口
1957	64,653	54,704	9,949	19,310	4,461
1958	65,994	55,273	10,721	15,492	11,108
1959	67,207	54,836	12,371	16,273	9,900
1960	66,207	53,134	13,073	17,019	8,861
1961	65,859	53,152	12,707	19,749	5,841
1962	67,295	55,636	11,659	21,278	4,663
1963	69,172	57,526	11,646	21,968	4,672

(出所) 国家統計局編『中国統計年鑑 1988』北京 中国統計出版社 1988年 97ページ/国家統計局社会統計司編『中国労働工資統計資料 1949—1985』北京 中国統計出版社 1987年 5ページ。

(注) \* 常住人口2,000人以上で非農業人口比率が50%以上の行政単位を鎮もしくは市とし、都市人口とは市・鎮の管轄地域内のすべての人口(市に所属する県の人口は除く)を指す。総人口から都市人口を除いたものが農村人口である。

になった<sup>(注6)</sup>。そして1957年にはいと具体的な分権化構想が検討され、陳雲ら「中央経済五人小組」の意見書が中共中央に出され、承認される<sup>(注7)</sup>。その骨子は、工業、流通、財政の各方面で地方レベルおよび企業自身の自主権を拡大することであった。これを受けて、1957年末から58年にかけて、以下のような一連の経済改革措置が採られる<sup>(注8)</sup>（\*のついた規定は『陳雲文選（一九五六一—一九八五）』北京 人民出版社 1986年、に収録されており、同氏が作成に全面的な責任を負ったことが知られる）。

1957年

11月 全人代常務委員会、「商業管理体制の改善に関する規定」\*、「工業管理体制の改善に関する規定」\*、「財政管理体制の改善に関する規定」\*（国務院）を承認、58年より(1)基幹的工業を除く工業の地方管理化、(2)生産財流通における地方権限拡大、(3)地方財政の拡大および雇用計画における地方自主権の拡大、(4)企業利潤分配における中央への上納比率の引き下げ、(5)価格管理権の地方分権化、(6)外貨比例留保制度の導入、(7)企業自主権の拡大・指令性指標の縮小、等の分権化を実施。

1958年

1月 中共中央、全国を7つの協作区（経済地域）に分け、経済建設を行なうと決定。

4月 中共中央、「中央工業・地方工業同時発展の方針と、関連する分担とバランスに関する若干の規定」を発表、工業製品の管理、投資の許認可権の下放を打ち出す。

中共中央成都会議、「地方工業の発展問題に関する意見」を採択。

中共中央、「食糧管理体制の改善に関する規定（草案）」（国務院）を承認、食糧制度における地方自主権の拡大を打ち出す。

中共中央・国務院、「工業企業を下放することについての若干の規定」、「物価管理権限と、関係す

る商業管理体制に関する若干の規定」を通達、工業管理、物価・流通統制の分権化を打ち出す。

- 5月 国務院、「企業利潤留保制度の実施に関する若干の規定」を発表。
- 6月 中共中央、「協作区に対する取組みを強化する決定」、「企業・事業組織、および技術部門を下放する決定」を採択。
- 国務院、「税收管理体制の改善に関する規定」を試行。
- 中共中央、「当面の工業企業における労働力補充問題に関する伺い報告」（労働部党組織）に同意、雇用計画の策定を省レベルにおろす。
- 7月 国務院、「基本建設財務管理制度の改善に関する若干の規定」を採択、国家による新規固定資本投資の地方分権化を図る。
- 中共中央、「今後の交通政策に関する報告」（交通部党組織）に同意、交通運輸業管理権の下放を打ち出す。
- 8月 中共中央・国務院、「計画管理制度の改善に関する規定」を策定、中央の計画を縮小し、地方計画権の拡大をはかる。
- 国務院、「財政管理体制と銀行信用管理体制の改善を徹底することに関する規定」を策定、地方に対する自主税源の付与と財政自主権の拡大、および銀行信用の地方管理化を打ち出す。
- 中共中央、「対外貿易は統一して対外活動することについての決定」を策定、貿易権は下放せず、対外貿易部および傘下会社の管轄とする旨、通達。
- 9月 国務院、「限度額をこえる基本建設項目設計任務書の審査方法を改善することに関する規定」を公布、新規固定資本投資の設計審査を分権化。
- 12月 中共中央・国務院、「農村の財政・流通管理体制の改善に関する決定」を策定、農村の国家機構を人民公社に移行する方針を打ち出す。

以上の詳細な内容については紙数の関係で割愛

せざるを得ないが、この時期の制度改革が地方分権化のみならず企業自主権の拡大をも目指したことを確認すべく、陳雲がみずから策定した「工業管理体制の改善に関する規定」の関係部分を以下にみておこう(注9)。

同規定では工業管轄権の地方委譲を規定するとともに、「企業主管者(企業経営者——引用者)の自企業に対する管理権限は小さすぎ、工業行政部門による企業業務に対する干渉が多すぎる」とし、第1に生産計画にかかわる指令性計画指標の削減(投資計画にかかわる指標は従来どおり)、第2に固定比率による利潤の留保、第3に雇用権限の付与、を内容とする、国営企業の改革を打ち出している。すなわち、企業の生産計画における指令性計画指標は、総生産額、主要製品生産量、新製品の試作、技術進歩ノルマ、生産費削減率、生産費低下額、従業員総数、年末工場労働力総計、賃金総額、平均賃金、労働生産性、利潤の12から、主要製品生産量、従業員総数、賃金総額、利潤の4つに削減され、かつ企業利潤は技術的措置のための費用、新製品試作費、労災防護費、小額購入費、およびボーナス・ファンドとして一定比率の留保が認められ、さらに企業責任者、主要な技術スタッフ以外の一般従業員については、定員枠内での人事管理権が企業に認められた。すなわち、計画指標の削減とともに、利潤留保の容認、雇用権限の付与という形で国営企業制度の改革も一部で行なわれたといえよう。

改革の結果、中央の各部管轄の企業は5000から1000事業所あまりに減少し、中央で統一配分される物資(生産財)の数も500から100余品目に縮小した。また財政権の下放により地方財政も拡大し、予算内基本建設投資(新規固定資本投資)額の半分は地方によるものとなった(注10)。こうして対

外貿易を除き、ほぼ全面的に地方分権化が追求され、かつ企業自主権の拡大も一定程度行なわれたことになる。とりわけ雇用に関わる管理権限の地方・企業分権化により、大躍進期に特徴的な都市・農村間の労働力移動の制度的条件が形成されたといえよう。

1949年以降の中国をインサイダーとして体験した山本市朗は、大衆の創意工夫が発揮された時期として大躍進を肯定的に評価するとともに、この時期における工場の新設・拡張の動きと農村からの労働力雇用に言及している(注11)。そこでは国営企業をめぐる制度変化について明示的に述べられていないものの、企業の拡張と雇用の拡大が保証された背景には、こうした地方・企業分権化、なかんずく食糧管理、雇用管理権限の地方・企業移管の問題があったと判断される。

さて1959年に入るとこうした経済改革の動きはストップし、むしろ混乱の引き締めが行なわれるようになる。1月5日には新規雇用の中止が通達され(注12)、農業労働力の流出を禁止する通達も相次いで出される(注13)。ただし周知の政治的過程により、調整政策が本格化するのは1960年末からである。

調整政策の中身を規範的文書等で時系列的に追うと、以下のようになる(注14)。

1960年

- 9月 中共中央、「当面の労働力配置および従業員の賃金問題に関する報告」(国家計画委員会、労働部両党組織)を承認・通達、農村からの労働力調達禁止と賃金凍結を指示。
- 11月 中共中央、「人員整理された職員・労働者の適切な配置についての通知」を通達、余剰労働力の帰郷・帰農を指示。
- 12月 中共中央・國務院、「機関団体の銀行預金および企業の積み立て預金を凍結・監査することについ

ての指示」を通達。

1961年

1月 中共中央、「食糧買付け価格引き上げ問題についての報告」(糧価問題小組)、「財政体制改善、財政管理強化についての報告」(財政部党組織)を承認・通達。

中共中央、「管理体制の調整に関する若干の暫定規定」を策定、(1)マクロ、セミマクロの経済運営の党中央集中、(2)下放された人事権、財政権等の回収、(3)地方に移管された企業の中央省庁への再移管、(4)重要物資の中央管理、(5)財政の集権化、通貨発行の一元化、(6)計画経済の遵守、を打ち出す。

中共中央・國務院、「社会的集团的購買力を厳しく抑制することについての決定」を通達。

中共中央、「企業の利潤留保比率を下げるとともに、留保資金の管理を強化することについての報告」(財政部党組織)を承認・通達。

李富春、中共8期9中総において「調整、強化、充実、向上」の8字方針を提起。

3月 中共中央工作会議、「農村人民公社工作条例(草案)」を制定。

4月 國務院、「国営企業運転資金の供給方法の改善についての報告」(財政部、中国人民銀行)を承認・公布、1958年より実施されていた運転資金の銀行融資を基本的に財政貸付けに改める。

5月? 中共中央工作会議、「都市人口を減らし、都市における食糧販売量を縮小することに関する9項の方策」を採択。

6月 中共中央、「職員・労働者の整理工作をめぐる若干の問題に関する通知」を通達。

7月 中共中央、「当面の財政収支状況に関する報告」(財政部党組織)を承認、緊縮財政を通達。

9月 中共中央、「当面の工業問題に関する指示」、「国営工業企業工作条例(草案)」(70条)を通達、セミマクロ、ミクロの管理徹底と、党委員会指導下の工場長責任制を打ち出す。

10月 中共中央、「計画工作の改善に関する若干の規定」(国家計画委員会党組織)を承認・通達、総合バランス重視を強調。

1962年

1月 劉少奇、中共拡大中央工作會議(7000人會議)にて経済の調整と、計画経済の遵守、重点工業の中央再移管など、緊縮と集権体制への復帰を基調として報告。

2月 中共中央、1962年上半年にさらに都市人口を700万人減らすと決定。

3月 中共中央、國務院、「銀行活動の集中・統一を確実に強化し、通貨発行を厳格に抑制することに関する決定」を策定。

4月 中共中央、國務院、「財政運営を厳格にコントロールすることに関する決定」を通達、不採算企業の整理など、財政緊縮を打ち出す。

以下1963年にかけて、経済の調整と集権的な計画経済への回帰が行なわれる。中央各省庁所属の企業は1万余、統一配分物資は500余品目と増加し、新規固定資本投資についても審査批准権の中央集中もしくは一定規模以下のものについての中央への通知が制度化されるなど、経済統制は強化された<sup>(注15)</sup>。すなわち大躍進政策の収束は、農村人民公社の整頓や都市人口の削減と並び、集権的計画経済への制度上の回帰という形で行なわれたことになる。一連の分権化政策と大躍進政策が不可分の関係にあったことを、この事実は物語っているといえよう。

なお、この時期の企業自主権の拡大がいかなる程度のものであったのか、1961年1月に中共中央によって承認・通達された財政部党組織の「企業の利潤留保比率を下げるるとともに、留保資金の管理を強化することについての報告」をとりあげ、その実態を確認しておく。この報告で示された現状認識は、以下のごとくである<sup>(注16)</sup>。

「1958年5月22日以来、国営企業において定率利潤留保を履行した。このことは、生産建設事業の高速発展を促し、企業の技術革新、技術革命、総合利用の面における資金需要を保証し、企業および広範な職員・労働者大衆の積極性を引き出すうえで、良好な効果があった。しかし具体的に企業レベルで利潤留保制度を実施する過程において、若干の問題が生じた。すなわち第1に、留保比率が高く、留保金額が多すぎた。第2に、管理がおろそかになり、使用面で混乱が生じた。少なからぬ企業および地域で、この資金が計画外の新規固定資本投資に流用された。はなはだしくは、一部の企業主管部門がこの資金を吸い上げ、行政用の建物を建て、もしくはその他の支出に充てていた例もある。こうして（資金に対する——引用者）計画管理が混乱し、浪費現象が蔓延した」。

以上の認識にもとづいてこの報告では、利潤留保比率の引き下げ（13.3%から6.9%へ）と留保利潤の使用についての管理強化を規定している。

明らかなように、個人・集団セクターのみならず国営企業においても国家計画を混乱させるほどの計画外投資活動が広範に存在したことになる。あるいはこうした計画外の需要を満たすべく、土

法高炉等の取組みが行なわれたともいうべきか。一方、この時期における国営企業の生産活動が、国家計画による管理から相対的に自由であったことは、国営企業運転資金の供与が1958年に財政支出から銀行融資に変わり、その後引き締めが必要から61年4月には財政支出方式に戻っていることから裏づけられる。

さて、制度改革から大躍進、調整政策への事態の推移を若干の経済指標であとづけてみよう（第1、第2表参照）。すでにみたように、1958年以降の大躍進は都市就業者の急増を伴う工業面での急成長でもあった。都市就業者はまず都市内で調達され、次いで1959、60年になると農村からも調達が行なわれて、農村の就業人口は減少する。都市内での労働力の調達は労働力率の引上げ、すなわち主婦、老人の動員として行なわれ、1959年以降はこの部分が減少したということであろう。この時期には都市の集団企業も活発化しており<sup>(注17)</sup>、雇用管理権の下放に伴う国家セクターにおける雇用の急拡大と相まって、都市における就業人口の急増をもたらした。非農業就業者の拡大と、多く

第2表 大躍進期の主要経済指標（投資率、予算内投資比率を除き、いずれも対前年比の成長率）

年次	社会的総産出額 <sup>1)</sup>			国民所得 <sup>2)</sup>		就業者数 <sup>3)</sup>		基本建設投資 <sup>4)</sup>	
				うち農業	うち工業	成長率	投資率	都市	農村
		成長率	投資率						
1957	6.1	3.6	11.5	4.5	24.9	7.1	2.7	-7.7	91.7
1958	32.6	2.4	54.8	22.0	33.9	65.3	3.6	87.7	80.5
1959	18.0	-13.6	36.1	8.2	43.8	1.7	-2.4	30.0	77.8
1960	4.7	-12.6	11.2	-1.4	39.6	13.5	-5.0	11.1	77.6
1961	-33.5	-2.4	-38.2	-29.7	19.2	-12.8	2.5	-67.2	73.7
1962	-10.0	6.2	-16.6	-6.5	10.5	-15.0	5.5	-44.1	84.5
1963	10.2	11.6	8.5	10.7	17.5	1.5	3.1	37.7	86.3

(出所) 国家統計局編『中国統計年鑑 1988』北京 中国統計出版社 1988年 39, 53, 60, 153, 564ページより引用・計算。

(注) 1) 基準年次における価格体系で計算した物的生産部門の総産出額。

2) 基準年次における価格体系で計算した物的生産部門の付加価値額。

3) 全就業者数-農村就業者数=「職工総数」(国家セクターおよび都市集団セクターの正規就業者数)+都市自営業就業者数=都市就業者数。

4) 国家セクターにおける名目額表示の新規固定資本形成。

は基幹労働力と思われる農業就業者の減少が、食糧需給の悪化につながったことは容易に理解できよう。

他方、急成長と同時に投資も増大するが、国家セクターの基本建設投資でみても、国家予算（中央予算および地方予算を包括した予算）による投資は絶対額で増大しつつその比率を下げている。すなわち国家予算による投資の規模が増大するのみならず、財政自主権の拡大により、地方予算枠を超える歳入の留保が地方政府レベルで可能になり、予算外の資金による予算外基本建設投資が増大している。のみならず、国営企業における利潤留保の制度化と、銀行監督権の地方移管を契機とし、国営企業において自己資金・銀行融資による予算外の基本建設投資も増大したと思われる。また投資の拡大は国家セクターのみならず集団セクターにも、当然ながら及んでいることになる。こうして投資は1958年以降、さらに高い水準で推移する。投資に伴う建設工事の労働力は主として農村から調達されることになる。他方、投資の拡大は土木・建築資材に対する需要の急拡大となり、経済の不均衡を増大させたものと思われる。いずれにせよ予算外基本建設投資の急増と国家・非国家セクターにおける経済活動の活発化は、工業製品等の計画外市場流通、したがって計画外生産を条件とし、かつこれを促進したであろうことは想像に難くない。こうした予算外、計画外の経済活動の活発化がマクロな経済バランスを失調させ、大躍進政策の破綻をもたらし、制度の逆戻りをもたらした、ということになる。

(注1) 水利建設、農村工業化を中心とする農村における大躍進運動については、小島 前掲論文に詳しい。

(注2) 田島俊雄「戸口制度および都市人口・農村人口の区分について」(『中国人口統計研究論集——昭

和58年度中国人口統計研究会報告——』日本統計協会1984年)に詳しい。

(注3) 農村に戻ったといっても、すべてが実際に戻ったわけではない。筆者の知るかぎりでも、戸籍を移し食糧の配給を放棄しつつ、引き続き都市に居住したケースがある。

(注4) 綿製品については1983年末以降、配給が撤廃された。ただし綿花の買付けは供出割当にもとづいて行なわれる。

(注5) 『毛沢東選集 第5巻』北京 人民出版社1977年。

(注6) <当代中国>叢書編輯部編 前掲書 57ページ。

(注7) <当代中国的经济管理>編輯部編『中華人民共和國经济管理大事記』北京 中国经济出版社1986年 98ページ。

(注8) 同上書 102~119ページ。

(注9) 陳雲「關於改進工業管理体制的規定」(『陳雲文選(一九五六一—一九八五)』所収)。

(注10) 國務院財委經濟体制改革小組辦公室 前掲論文。

(注11) 山本市朗『北京三十五年——中国革命の中の日本人技師——』(下) 岩波書店 1980年 28~80ページ。

(注12) 中共中央「關於立即停止招取新職工和固定臨時工的通知」(<当代中国的经济管理>編輯部編 前掲書所収) 120ページ。

(注13) 中共中央「制止農村労働力向外流動的指示」および中共中央・國務院「關於制止農村労働力盲目外流的緊急通知」(同上書所収) 121, 124ページ。

(注14) 同上書 149~171ページ。

(注15) 國務院財委經濟体制改革小組辦公室 前掲論文。

(注16) <当代中国的经济管理>編輯部編 前掲書 155ページ。

(注17) 山本 前掲書参照。

### III 小躍進期の経済改革

1970, 71年段階の経済発展もしくは経済過熱を通常「小躍進」と呼ぶが、当時における中国の国際的孤立、および情報の極端な不足により、その

実態についてはこれまでほとんど伝えられていない。周知のように中国は、1966年より文化大革命を繰り広げ、政治のみならず経済も混乱する。またベトナム戦争の拡大に加え、1969年3月には黒龍江において中ソの武力衝突まで起こり、以後中国は米ソ両超大国との戦争準備を本格的に始める。いわば準戦時下の経済政策として、小躍進は行なわれた。

小躍進の先駆けとなったのは、1966年3月に毛沢東が作成した「農業機械化問題に関する手紙」である。ここで毛沢東は、農業機械化を実現するには地方レベルで比較的整った工業力を持つことが不可欠であるとし、県レベルでも関連する工業に取り組むよう、指示した<sup>(注1)</sup>。後に「五小工業」（鉄鋼、化学肥料、農機具、農薬、セメント、電力、炭鉱を入れる場合もある）と呼ばれる重化学工業が主たる対象である。これをうけ、これらの工業製品の販売計画は地方におろされ<sup>(注2)</sup>、原材料の優先配分も行なわれ<sup>(注3)</sup>、県レベルの地方国営工業、さらには人民公社レベルの工業も発展する。そして1967年には地方国営企業の償却基金が基本的に地方政府および企業による管理に移されるなど、地方工業に対する梃子入れが強化された<sup>(注4)</sup>。

1968年には各地で革命委員会が成立し、文化大革命は一応の収束に向かうが、戦争の危機を反映し、内陸部の工業建設（いわゆる「三線建設」）が強化される。2月に開催された全国計画座談会では、「企業に対する中央各部の管理体制を下放することに関する構想」が討論され、管理体制の分権化が打ち出される<sup>(注5)</sup>。そして1969年3月には中ソ関係が悪化し、4月の中共第9回党大会では林彪以下の軍人の影響力が強まった。

1970年に入り、2月に全国計画会議が開催され、第4次5カ年計画（71～75年）が策定される<sup>(注6)</sup>。

林彪の影響が大きかったといわれるこの計画の柱は、戦争準備と経済の躍進に置かれ、三線建設および県レベルにおけるワンセットの工業化が経済計画の中心に据えられるとともに、その具体的な方法として、以下のような制度改革が打ち出された<sup>(注7)</sup>。

- (1) 基本建設投資の地方分権化、償却基金の地方管理化。
- (2) 生産財に対する流通統制の地方分権化。
- (3) 財政ノルマ制による地方財政の充実。
- (4) 地方自主権の拡大。

こうして迫りくる戦争に備え、工場の分散のみならず、マクロ、セミマクロの経済的意思決定をも分散させる制度改革が始まる。以下その経緯を時系列でみてみよう<sup>(注8)</sup>。

1970年

3月 国務院、「国務院工業交通各部直屬企業を下放し地方管理とすることに関する通知」を策定、大慶油田、長春自動車工場など超重点企業も含め、年内実施を通達。

7月 軽工業部、一般消費財の省レベルでの自給方針を打ち出す。

財政部全国財政銀行工作座談会、(1)1971年より財政収支、基本建設投資、農業金融を分権化する、(2)減価償却積立て金の上納をやめ、留保・利用を認める、(3)財政・金融面で県営「五小工業」を優遇する、等の措置を決定。

9月 対外貿易部、1971年以降、傘下企業の地方移管を決定。

12月 中共中央、「北方地区農業会議に関する報告」（国務院）を下達、大寨・昔陽県に学ぶ運動と「五小工業」の発展を呼びかける。

1971年

3月 財政部、「財政収支ノルマ請負制の実施に関する通知」を通達、1971年より、(1)中央と地方の歳入源・歳出項目に関する分担を区分する、(2)これに

もつぎ省レベルの財政収支差額を確定し、上納ノルマもしくは固定交付金とする、(3)確定された上納ノルマもしくは固定交付金は事後に調整しない、(4)剰余もしくは欠損が生じた場合は省レベルで処理する、との方針を確認。

- 4月 中共中央、「国防工業管理体制に関する報告」(中央軍事委員会国防工業領導小組)を承認、軍事工業の中央・地方二重指導化を通達。
- 7月 キッシンジャー訪中。
- 8月 全国農業機械化会議開催(國務院主催)、1980年の機械化目標を農作業の70%とする。
- 9月 林彪事件(モンゴル領内で墜死)。
- 10月 中国、国連復帰。
- 11月 國務院、「一部労働者、職員の賃金調整に関する通知」、「臨時工、輪番工制度の改革に関する通知」を通達、賃金引上げと定員枠の拡大を許容。
- 12月 全国計画会議、林彪グループによる経済政策の「攪乱と破壊」を批判し、統一計画の強化、企業管理の整頓を打ち出す。

さて、このような小躍進政策の結果、1965年段階で1万533カ所あった中央直属企業はほぼ全面的に下放され、中央の民用企業(経費支出を予算措置に頼る民用「事業」も含む)についていえば70年の改革の結果わずか500余カ所を残すのみとなった(注9)。一方、1970年1年で全国の300近い県・市で小型の鉄鋼業が始められ、20の省級行政区でトラクター工場、動力機械工場、農機具・部品工場の建設が着手され、90%前後の県で農機具修理製造工場が作られたのをはじめ、経済の後進地域においても紡績、日用品工業などの軽工業が取り組まれるようになった(注10)。またこれに伴い、人民公社工業などの非国家セクターにおける経済活動も活発化している。ただし事後の総括としては、(1)国営企業に対する管理の分権化は地方政府の能力を超えて行なわれた、(2)地方財政に不均衡

が生じた、(3)生産財供給に混乱が生じた、(4)地方主導の投資ブームが生じた、(5)税制改革・金融改革により経済に対する安定化機能・調整機能が損なわれた、(6)雇用制度の改革が定員の増大をもたらした、といった点が指摘される(注11)。

こうして1971年末には、「3つの突破」の事態が現われる。すなわち全国の職員・労働者(国家セクター、都市集団セクター就業者)の人数が5000万人を突破、同じく賃金総支出が300億元を突破、食糧の統制販売量が4000万トンを突破する事態となる(注12)。分権化に伴う投資の急増が雇用・賃金を増大させ、商品食糧等の消費財不足を招いている状況がみてとれよう。生産財に関しても同様の事態が出現したものと思われる。

ただし、1972年になるとただちに全面的な調整政策が採られたわけではなく、冷戦構造の緩和を反映し、まず対外経済交流が活発化する。そしてこの年、世界的な食糧凶作が中国にもおよび、経済政策は転換する。その経過は以下のとおり(注13)。

#### 1972年

- 1月 国家計画委員会、「くず合金鋼の回収利用管理に関する暫定方策」を実施。
- 2月 ニクソン訪中。
- 3月 財政部、「財政収支ノルマ請負制の改善に関する通知」を通達。1億元を超える超過歳入は中央へ半額上納とする。
- 4月 国家計画委員会、「職員・労働者の増加を厳格に抑制し、現有労働力の潜在力を十分発揚することに関する通知」を通達。
- 5月 國務院、「基本建設の管理強化に関する若干の意見」(国家計画委員会、国家建設委員会、財政部)を承認、国家セクターにおけるすべての新規固定資本投資を国家計画で統制。
- 8月 中共中央・國務院、武漢製鉄所圧延設備のプラント輸入(西ドイツ、日本より)を承認。

9月 財政部、「固定比率による歳入の留保、歳入超過分に対する別途比率の適用、規定指標による支出請負」を内容とする地方財政制度への移行を表明。  
田中訪中。

10月 国家計画委員会、財政部、農林部、「経済会計の強化と企業赤字の転換に関する会議」を開催。

11月 国務院、「基本建設における民間労働力の利用を引続き縮小することについての報告」（国家計画委員会、国家建設委員会）を承認、土木工事での農業労働力の調達を制限。

12月 商業部、「当面の食糧情勢およびそれに対する意見に関する報告」を国務院に提出、食糧需給の緊張を訴え、消費人口の削減を上申。

財政部、「国営企業の利潤上納についての方策」を通達、利潤の「中央金庫」もしくは「地方金庫」への預金、予算内化を指示。

1973年

1月 国家計画委員会、「プラント輸入の増加と経済交流拡大についての伺い報告」を国務院に提出。

2月 国家計画委員会、「統一計画の堅持、経済管理の強化に関する規定」を全国計画会議に提起、張春橋に支持された上海代表が反対にまわる。

さて小躍進期の経済変動を経済指標でみると（第3表参照）、すでに1969年段階で実際には躍進が始まっていることがわかる。これには、文革がもっとも激しかった1967、68年の落ち込みに対する、いわば回復的要素もあったように思われる。投資率が上昇し、都市就業者数が顕著に増大するのは、やはり1970、71年であるが、71年の成長率でみるかぎり、高投資の成果は顕著でない。基幹産業の地方分散と県・人民公社レベルの工業化は必ずしも効率のよいものではなかったようである。これに国際情勢の変化が加わり、分散配置の必要性も低下する。こうして1972年段階で調整に入り、この年の基本建設投資はマイナス成長となる。そして農業の不作がこれに追い討ちをかけた。前後して中国はターンキー・プロジェクトの輸入を決定する。冷戦構造の緩和により、このような道が開けたということである。ただし、こうした過程で林彪事件が起こり、かつ政策転換に「四人組」が反対するなど、経済のみならず政治上の混乱も大きかった。

ともあれ1960年代初頭に起きた都市流入労働力の強制帰村という事態は、この時期の場合伝えら

第3表 小躍進期の主要経済指標（投資率、予算内投資比率を除き、いずれも対前年比の成長率）

(%)

年次	社会的総産出額 <sup>1)</sup>	国民所得 <sup>2)</sup>		就業者数 <sup>3)</sup>		基本建設投資 <sup>4)</sup>			
		うち農業	うち工業	成長率	投資率	都市	農村	総額	予算内投資比率
1968	-4.7	-2.5	-5.0	-6.5	21.1	3.4	3.6	-19.3	91.8
1969	25.3	1.1	34.3	19.3	23.2	3.5	4.2	77.6	90.4
1970	24.2	11.5	30.7	23.3	32.9	8.2	2.6	55.6	87.3
1971	10.4	3.0	14.7	7.0	34.1	9.0	2.2	9.1	83.0
1972	4.5	-1.1	6.9	2.9	31.6	4.8	-0.3	-3.8	80.6
1973	8.7	8.4	9.5	8.3	32.9	2.6	2.1	3.1	83.5
1974	1.8	3.5	0.6	1.1	32.3	2.6	2.1	2.8	83.3

(出所) 第2表と同じ。

(注) 1) 基準年次における価格体系で計算した物的生産部門の総産出額。

2) 基準年次における価格体系で計算した物的生産部門の付加価値額。

3) 全就業者数-農村就業者数=「職工総数」(国家セクターおよび都市集団セクターの正規就業者数)+都市自営就業者数=都市就業者数。

4) 国家セクターにおける名目額表示の新規固定資本形成。

れていない。就業者の数字から明らかなように、結果として大躍進期ほどの激しい労働力移動はなかったようである。すなわち基本建設投資成長率、そのうちの予算内投資比率の推移からも明らかなように、この時期の経済過熱は政策当局主導の色彩が強い。小躍進とは、いわば国家、なかならずく地方政府主導による躍進政策だったことになる。さらにこの政策は、地方への工場移転、地方経済圏の拡充として行なわれ、必ずしも大都市への労働力移動を伴うものではなかった。

とはいえ、都市から農村への人口移動がなかったわけではない。1960年代から70年代にかけ、「上山下郷」という形で都市新卒青年の農村移動が行なわれ、また「五七幹部学校」という形で都市の管理職、専門職、大学教員などを対象とする「再教育」、すなわち実質的な口減らしが行なわれた。こうした人口還流があったことも、1960年代初頭のような深刻な事態に立ち至らなかった1つの理由といえよう。

以上のように、制度変化を契機とする地方政府主導の経済過熱として、小躍進政策を特徴づけることができる。ただし、すでにみたように、地方政府の管理能力を超えて国営企業の地方移管が行なわれるとともに生産財供給に混乱が生じたとされること、また1972年12月に財政部より通達が出され、国営企業の上納すべき利潤に対する管理強化が打ち出されていること、さらに基本建設投資にシめる予算内投資比率が低下したこと等に鑑み、この時期においても国営企業による自主的な投資活動、したがって生産活動が、若干なりといえども展開されたと考えられる。資料的裏づけは十分でないが、小躍進においても国営企業の自主権拡大傾向が、結果として現われたといえるのではないか。

(注1) 毛沢東「關於農業機械化問題的一封信」(国家農委辦公庁編『農業集体化重要文件匯編 下』北京 中共中央党校出版社 1981年)。

(注2) 國務院財委經濟体制改革小組辦公室 前掲論文。

(注3) 全国農業機械化湖北現場會議で確認(〈当代中国的經濟管理〉編輯部編 前掲書 234ページ)。

(注4) 國務院財委經濟体制改革小組辦公室 前掲論文。

(注5) 柳隨年・吳群敢『中国社会主义經濟簡史(1949—1983年)』哈尔滨 黑龍江人民出版社 1985年 372ページ。

(注6) 〈当代中国的經濟管理〉編輯部編 前掲書 257ページ。

(注7) 柳隨年・吳群敢 前掲書 380ページ。

(注8) 〈当代中国的經濟管理〉編輯部編 前掲書 258~268ページ。

(注9) 〈当代中国〉叢書編輯部編 前掲書 137ページ。

(注10) 柳隨年・吳群敢 前掲書 371ページ。

(注11) 〈当代中国〉叢書編輯部編 前掲書 147ページ。

(注12) 〈当代中国的經濟管理〉編輯部編 前掲書 268ページ。

(注13) 同上書 269~274ページ。

#### IV 1980年代の改革と調整

周知のように、経済改革に伴う景気の過熱を経て、中国経済は1988年下半年以降、全面的な引締め過程に入っている。その背後に、過熱の主因、引締めの是非をめぐる1986年以来、研究者の間で議論があり<sup>(注1)</sup>、当局の政策転換が遅れ、状況が悪化したという側面がある。その結果、インフレの激化、双子(貿易、財政収支)の経常的赤字を前にして、とりわけ前者に起因する米騒動、銀行の取付け騒動、買占め、物不足等の社会不安を契機として、政策当局は強力な引締め政策に転じている。しかもそれは金利の引上げといった間接

の方法のみならず、流通統制の強化・物価の凍結<sup>(注2)</sup>、投資資金の貸付け規制<sup>(注3)</sup>、一部建設工事の凍結<sup>(注4)</sup>といった、これまで採られた改革路線に逆行するような、経済過程に対する直接的介入政策をも含んでいる。

中国での一般的ないい方では、1978年末の中共11期3中総（中国共産党第11期中央委員会第3回総会）において路線転換が行なわれ、「4つの現代化」（工業、農業、国防、科学技術の近代化）を目指し、改革と開放の時代に入ったことになる。そして改革が本格化した1984年秋の中共12期3中総以降、景気の過熱化傾向が生じ、88年秋の中共13期3中総に至り、本格的な調整過程に入ったことになる。

このように1970年代末以降の経済改革は、大躍進・小躍進に比べはるかに長期にわたり、しかも転換が行なわれたとはいえ、その帰結はいまだ定かでない。しかし他方、現代の事態でもあり、折からの開放政策を反映し、内外ともに情報にこと欠かない。ここでは大躍進・小躍進との対比という意味で、改革に関する政策の時系列的変化を必要なかぎり追ってみよう<sup>(注5)</sup>。

1978年

12月 中共11期3中総、農産物統制価格の大幅引上げを決定。

1979年

2月 国家工商行政管理局、綿花以外の統制農産物について統制枠以外の市場流通を認める。

3月 中共中央、國務院財政經濟委員會（陳雲主任、李先念副主任、姚依林秘書長）の設置を決定。

7月 全人代、「中華人民共和國中外合資經營企業法」を採択。

國務院、「国営工業企業における經營管理自主権の拡大に関する若干の規定」、「国営企業における利潤留保の実施に関する規定」、「国営工業企業に対する固定資産税の徴収に関する暫定規定」、「国

営工業企業における償却率の引上げと償却資金の使用方法的改革に関する暫定規定」、「国営工業企業において運転資金を全額銀行融資化することに関する暫定規定」を通達、企業改革に着手。

8月 國務院、「對外貿易の發展と外貨収入の増大についての若干の問題に関する規定」を通達、地方における貿易自主権の拡大と經濟特區の設置を打ち出す。

國務院、「基本建設貸付け試行条例」を通達、国営企業に対する新規固定資本資金の無償供与から有償化への転換を試行。

國務院、「歳出入のリンク、歳入源の区分、調整財源配分比率の固定化、3年不変」の財政管理方法を試行することに関する通知」を通達、地方財政の自主権拡大を打ち出す。

10月 國務院、「当面の商業工作に関する若干の意見報告」（商業部）を承認・通達、統制品目・價格統制の縮小を打ち出す。

1980年

3月 中共中央政治局常務委員會、國務院財政經濟委員會（陳雲主任）を撤廃、中央財政經濟領導小組（趙紫陽組長）を設置。

国家計画委員會主催の長期計画座談会において、蓄積率および基本建設の抑制が打ち出される。

9月 中共中央、「農業生産責任制の強化と改善に関する若干の問題」を通達、個別經營化に道を開く。

以上みられるように、1970年代末以降の経済改革は、對外開放の拡大とともに79、80年段階で基本的に準備・試行されたことがわかる。その後の展開は、大雑把に言えば試行から徐々に全国に拡大する過程としてあった。本稿ではこの過程を詳細にあとづける余裕はないが、少なくともこの段階までは、改革は比較的慎重に取り組まれたといえる。その柱となったのは、財政制度の地方分権化と企業自主権の拡大である。

改革が本格化するの、1980年3月に趙紫陽が中央財政経済領導小組の組長として、経済政策全般に責任を負って以降である。そして、1979、80年段階も含め約10年の間、後に第4表でみるように中国経済は長期高度成長の時代を迎える。

とはいえ、この高度成長の過程は決して平坦なものではなかった。振り返れば1978年以降今回に至るまで、大きく2回にわたり調整政策が採られてきた。そもそも1978年の中共11期3中総自体、一面では華国鋒政権のいわゆる「洋躍進」政策に対する調整政策の提起としてあった。そしてそれは、大躍進に続く1960年代初頭の調整政策と対照して、しばしば語られたものである。ただしこの時の調整政策は、必ずしも徹底して行なわれたものではなく、輸入プラントのキャンセル問題等を惹起しつつ、1982年あたりまで続く。同時に、今日の経済改革の端緒となる改革も行なわれている。したがってこの調整政策では、投資の拡大、プラントの大量導入などの政府主導の高成長路線を転換しつつ、経済改革の模索が行なわれたと評価できる(注6)。

2度目の経済調整は、1985年の半ばから86年初頭にかけて行なわれた(注7)。1984年秋の中共12期3中総における「経済体制改革に関する決定」を契機として、企業、地方政府、および金融機関をまきこみ投資ブームが起こり、他方で賃金が増発され消費ブームも発生し、総需要が急増する。経済過熱を沈静させるべく、バナナ、家電製品、自動車といったものが緊急輸入されるとともに、財政は引き締められ、金融面でも企業向けの短期融資が削減される。こうして景気は急速に落ち込む。そして1986年はじめには再び緩和政策が採られる。また国営企業における自主権の拡大が、投資拡大と賃金増発の同時進行をもたらし、必ずしも

自己責任にもとづく合理的な企業経営を生み出さなかったという反省にもとづき、各種の経営請負制や株式制が試行されはじめる。いわば経済改革の不可欠の環として、国営企業の改革が本格的に浮上してくる。他方、企業改革の前提として、競争的市場条件の整備、とりわけ価格改革の必要性も強調される。

しかし、実施された各種の経営請負制にしても、インフレ下におけるノルマ指標の設定等の困難をかかえ、経営活動上の短期的行為を助長する結果となり、また危険負担の面でも行政に対する依存関係を払拭するには至っていない(注8)。一方株式制にしても、試行されている一部優良企業においては資金調達の新たなチャンネルとなっているものの、直接金融にかかわる情報の非対称性や株主の権利の内容等、未解決の問題が多く、実質的な進展はみられない。さらに、価格改革はインフレの悪化を契機とする社会不安の前に、1988年半ばにして挫折した(注9)。

結果としてみれば、地方分権化という従来より経験済みの要因に、企業改革、価格改革、それに非国家セクターの経済活動という要因が加わり、インフレを助長したことになる。とりわけ地方政府・企業による投資活動(注10)、地方政府に付属する地方金融機関からの資金供与(注11)が経済の過熱を加速化した。また1984年まで急成長をとげた農業も、85年以降食糧生産が頭打ちになり、食料消費構造の高度化と相まって需給が再び緊張するなど、インフレ促進要因となっている(注12)。以下こうした状況を統計数字でみてみよう(第4表参照)。

みられるように、2桁の高度成長は1984、85、87年と起こっており、83年がこれに準ずる。既述のように、1982年までは調整政策ということで曲がりなりにも慎重な経済運営が目指されていたわけ

第4表 経済改革期の主要経済指標（投資率，予算内投資比率を除き，いずれも対前年比の成長率）

年次	社会的総 産出額 <sup>1)</sup>			国民所得 <sup>2)</sup>		就業者数 <sup>3)</sup>		基本建設投資 <sup>4)</sup>	
				うち農業	うち工業	成長率	投資率	都市	農村
1978	13.1	8.1	13.6	12.3	36.5	4.2	1.3	31.6	77.7
1979	8.5	7.5	8.8	7.0	34.6	5.1	1.3	4.5	75.8
1980	8.4	1.4	9.3	6.4	31.5	5.3	2.6	6.8	53.7
1981	4.7	6.4	9.5	4.9	28.3	5.0	2.6	-20.8	50.3
1982	9.5	11.3	7.8	8.3	28.8	3.4	3.7	25.4	41.8
1983	10.2	7.8	11.2	9.8	29.7	2.8	2.4	6.9	49.8
1984	14.7	12.3	16.3	23.5	31.5	4.1	3.7	25.1	48.4
1985	17.1	3.4	21.4	13.1	35.2	4.7	3.0	44.6	35.5
1986	10.3	3.4	11.7	8.0	34.8	3.8	2.5	9.5	35.5
1987	14.1	5.8	17.7	10.5	34.7	3.7	2.7	14.2	32.6

（出所）第2表と同じ。

（注）1）基準年次における価格体系で計算した物的生産部門の総産出額。

2）基準年次における価格体系で計算した物的生産部門の付加価値額。

3）全就業者数－農村就業者数＝「職工総数」（国家セクターおよび都市集団セクターの正規就業者数）＋都市自営業就業者数＝都市就業者数。

4）国家セクターにおける名目額表示の新規固定資本形成。

であるが，83年あたりから歯止めが緩み始めたことになる。財政改革により，地方政府は歳出引当て基準額を超える歳入や地方付加税を，容易に予算外資金として留保できるようになった。また国家セクターにおける固定資本投資は，財政資金を無償供与する従来の方式から，一部を除き，中国建設銀行を經由する制度融資，その他金融機関によるプロパー資金融資，外資利用，自己資金等の方式に大きく変化した。予算内投資（国家資金による制度融資を含む<sup>注13)</sup>）の比率で明らかのように，地方

政府による予算外投資に国営企業における予算外の資金調達加わり，いわば予算外投資主導による景気過熱が生じたことになる。しかもその比率でみるかぎり，小躍進期はいうまでもなく，大躍進期との間にも，段階的ともいえる相違があるように思われる。同時に集団セクター，個人セクターによる「民間投資」も増大しており（第5表参照），国家セクターにおける予算外投資と相まって，マクロ経済運営上の困難ははるかに大きい。他方，就業者の推移でみてみると，都市・農村

第5表 経済改革期の固定資本投資\*（全セクター）

年次	投資総額 (億元)	所有制構成 (%)			資金調達構成 (%)		
		全人民所有	集団所有	個人	国家予算	内外借款	その他
1981	961.02	69.45	11.99	18.55	28.07	16.48	55.45
1982	1,230.40	68.70	14.16	17.13	22.70	19.23	58.07
1983	1,430.06	66.57	10.93	22.50	23.75	16.92	59.32
1984	1,832.87	94.66	13.02	22.31	22.97	17.96	59.07
1985	2,543.19	66.08	12.88	21.05	16.03	23.66	60.30
1986	3,019.62	65.52	12.97	22.51	14.59	25.52	59.89
1987	3,640.86	63.12	15.02	21.86	13.06	27.78	59.16

（出所）第2表と同じ（559ページより引用・計算）。

（注）\* 設備の更新・改造等を含めた広義の固定資本投資を指す。国家セクターにおける新規固定資本投資を主として指す基本建設投資とは包括範囲が異なる。

の数字はいずれも比較的安定しており、大躍進・小躍進でみられた都市農村間の労働力大移動は、少なくとも公式統計のうえでは確認されない。ただし郷鎮企業(かつての人民公社企業および個人企業)の発展により、農村内の労働力移動は顕著な傾向になっている。また1980年代にはいり、建設労働者やお手伝い、露天商、雑役夫といった形で、農村人口が都市に大量流入していることは、生活実感として常識である。

ただしそうした流入は、法的には非合法で、居住権、食糧の配給を受ける権利はもとより、国家セクターへの正規の就業権、都市における子女の教育権も認められない。こうした流入者は不安定な雇用・居住条件のもと、配給キップの譲渡を求め、もしくは自由市場における購買を通じ、飯米を確保することになる。今回の調整政策においても、建設工事の中止がうたわれるとともに、食糧管理の強化と自主流通の制限が打ち出されており(注14)、郷鎮企業に対する融資の制限と相まって、都市から農村への労働力の還流、非農業からの帰農は不可避である。ただし1960年代と異なり、戸籍の強制移動といった措置は採られていない。逆にいえば、戸籍の移動と食糧配給権の付与を伴うような大都市への労働力移動は、基本的に認められなかったのである(注15)。

以上から明らかなように、1980年代の経済過熱も政策的なブレーキがかからねば収まらないという意味で、構造的な問題ともいえる。とりわけ今回の調整政策は、4年続きの農業不振と外貨ポジションの悪化をも背景としており、深刻さにおいて1985年の経済調整とは異なる。むしろ1960年代初頭および72、73年の調整政策との比較で語られるべき段階に至っていると思われる。

(注1) 景気過熱の原因ということでは、大きく分

けて総需要肥大説、供給不足説があり、前者が一般的な理解であった。後者を強く主張する代表的なものとして、鄧英淘、羅小朋(いずれも國務院農村發展研究中心發展研究所)の「有効供給」不足説(同「論總量分析和總量政策在我国經濟理論与实践中的局限性」[『經濟研究』1987年第6期])、宋国清(中國經濟体制改革研究所)らの供給力「潜在」説(同「宏觀經濟討論中的若干理論分歧」[『經濟研究』1987年第4期])があり、引き締め政策の是非ということでは、厲以寧(北京大学)によりミクロの条件に欠けるとする立場から(同「關於中國經濟体制改革的基本思路」[世界經濟導報』1986年6月9日])、周其仁ら國務院農村發展研究中心發展研究所により国家介入は有害とする立場から(發展研究所「把握形勢迎接挑戰」[『經濟參考』1986年11月12日])、それぞれ強い反対意見が出されていた。

なおこの時期の経済政策をめぐる議論については、田島俊雄「中国における経済研究の現状」(『中国研究月報』第487号 1988年9月)に詳しい。

(注2) 化学肥料、農薬、農業用フィルム、それに一部鋼材に対する専売制が予定されている(『人民日報』1988年10月14日、11月13日)ほか、食糧、石油、銅、アルミなどの価格安定を盛り込んだ國務院の決定が10月30日に通達された(國務院「關於加強物價管理嚴格控制物價上漲的決定」[『人民日報』1988年10月30日])。

(注3) 『經濟日報』1988年11月24日。

(注4) 國務院「樓堂館所建設管理暫行條例」(『人民日報』1988年9月26日)。

(注5) <当代中国的经济管理>編輯部編 前掲書 325~400ページ。

(注6) 陳雲「計画与市場問題」および同「在財經委員會召開的匯報會上的發言」(いずれも中共中央文件研究室『三中全會以来 上』北京 人民出版社 1982年所収)。

(注7) 吳敬璉「關於改革戰略选择的若干思考」(『經濟研究』1987年第2期)。

(注8) 董輔弼「經濟運行機制的改革和所有制的改革」(『經濟研究』1988年第7期)。

(注9) 田島俊雄「日暮れて道遠い“改革と開放”のころみ」(『朝日ジャーナル』1989年4月14日号)参照。

(注10) 中国社会科学院“六五”經驗研究組「对“六五”時期建設和改革問題的回顧与思考」(『中国社会科学』1986年第2期)。

(注11) 石原享一「中国のインフレーションと経済改革」(『アジア経済』第30巻第2号 1989年2月)。

(注12) 田島俊雄「農政改革下の中国農業——脱集団化の現状——」(今村奈良臣・松浦利明編『社会主義農業の変貌』農山漁村文化協会 1988年)参照。

(注13) 馬洪・孫尚清主編『经济管理大辞典』北京中国社会科学出版社 1985年 889ページ。

(注14) 厳英龍「正視糧食専売後産出的新問題」(『世界経済導報』1988年11月21日)。

(注15) 今日の場合、農村の小都市に限り飯米の自己調達を原則に戸籍の移動を認めているが(國務院「關於農民進入集鎮落戶問題的通知」(『中華人民共和國國務院公報』1984年第26期)), 都市・農村セクターにおける就業者数の推移でみるかぎり、こうした形での労働力移動が顕著な傾向になっているとはいえない。

## む す び

以上みたように、1957年以降の制度改革と70年代末以降の経済改革には、地方分権、国営企業に対する自主権の付与を内容とする中央集権的な経済システムの手直し、非国家セクターの活用という意味で発想・方法上の共通性がみられる。これに対し小躍進期の改革は、戦争に備えた行政主導による工場・工業の地方分散という性格が強い。むしろ抗日戦争、国内革命戦争の過程で形成された持久戦的な考え方が、あらたな装いで再現したといった方が適切かも知れない。ただし結果としてみれば、経済過熱の歯止めが効かず、食糧需給の悪化をはじめとして物不足が広範に出現したと考えられるなど、いずれの時期にも共通する問題が生じている。

通常の市場経済のもとでは、景気の過熱に伴い、労賃水準の高騰等を契機に恐慌が生じるか、政策当局により財政・金融面で引締め政策が採られ、是正されることになる。中国の場合には、こうした経済の変動が制度変化と行政的引締めを通

じて極端な形で現われるところに特徴がある。

とはいえ、中国の場合でも今日と大躍進・小躍進期では、循環の現われ方が異なっている。後者がほんの2～3年のサイクルであったのに対し、今日の経済成長は、1985、86年のリセッションを経つつ、ほぼ10年間継続している。この背景としては、まず当初の制度改革が比較的慎重であった点を指摘できる。非農業における制度改革が本格化するのは1984年秋の中共中央「経済体制改革に関する決議」以降である。このように慎重であったのは、制度改革が当初から調整政策と並行して行なわれたことのほか、陳雲をはじめとする政策プランナーの過去の経験によるところが大きかったと思われる。

次に、1984年に至るまで農業の高成長がみられ、かつ労働力の地域的移動が基本的に抑制され、食生活の高度化といった需要構造の変化にもかかわらず、食糧需給の悪化が現われなかった点を指摘できる。

さらには対外開放政策と並行して行なわれた点も重要である。外資の導入による合弁企業の設立、プラントおよび資本財の輸入は、当然ながら生産性引上げ要因であり、供給の増大を促した。また調整政策で蓄えた外貨を1985年段階で取崩し、耐久消費財等の緊急輸入を行ない、経済過熱の緩和をはかることができた。

その他、政策の裏づけとなる理論的背景も異なる。今日の改革の場合には、濃淡の違いこそあれ市場経済を擁護する議論が展開され、商品生産の担い手として、行政からの企業の独立が明確に指向されている。すなわち今日の経済改革と大躍進・小躍進期の制度改革との最大の相違は、企業改革に対する取組みの違いである。国営企業に対し利潤留保、投資決定、生産計画、購入・販売にか

かわる自主権が大幅に付与され、かつ所有と経営の分離による独立した経営主体の創出が唱えられている点に、根本的な発想の違いがある。

しかし、ひるがえって今日の経済改革の場合でも、国営企業が自主自責の経営主体として商品経済に参入し、十全な市場メカニズムの機制とマクロ経済運営による間接的コントロールの下にあるかといえ、そのような段階にないことは明らかであろう。1984年以降の経済過熱の背景には、地方政府による積極的な経済政策のほか、投資過熱や賃金大奮発にみられるように、自主権を得ても経営責任を負わぬ国営企業の、通常の意味での企業とはほど遠い体質があるように思われる<sup>(注1)</sup>。

さて、1984年以降の経済政策・経済改革政策に対し批判的立場をとる呉敬璉は、地方政府に対する分権化と企業に対する自主権の付与を「放権譲利」(権限下放と利益委譲)と規定し、一定の段階では効果があるものの、これのみでは新たな経済メカニズムを構築できないとしている<sup>(注2)</sup>。すなわち呉の議論によるかぎり、地方分権化も国営企業の自主権拡大も、国家セクター内部における中央政府からの「放権譲利」ということでは五十歩百歩であり、地方政府もしくは国営企業による放漫財政・放漫経営のつけは、中央の財政部門、中央銀行、もしくは外貨管理部門が負わざるをえなくなる。今日の事態に即していえば、財政硬直化・財政赤字と通貨の増発、それに貿易収支の赤字・累積債務の増大である。

地方分権化による経済の過熱化は歴史的に経験済みの事態である。他方、国営企業の改革と経済の市場化こそ、歴史的にみて今日の経済改革政策の最大の特徴であるが、改革10年になんなんとして改めて企業改革・価格改革が提起され、インフレを加速しつつ挫折したところに、1980年代の改

革の限界性をみてとることができよう。

なお今日の経済過熱の要因の1つとして、非国家セクターにおける経済活動の活発化を見落とすわけにはゆかない。当局の懸命な引締め政策にもかかわらず、1989年以降も郷鎮企業における工業生産の伸び率は高い水準にある<sup>(注3)</sup>。自営部門を中心とした私的セクターについてみても、緊縮政策の効果が緩慢であろうことは想像に難くない。ただし、国家セクター以外の経済活動が活発化するの、何も今回の経済改革期にかぎったわけではない。本稿では必ずしも十分に展開されているわけではないが、人民公社や農村工業化、街道工業に代表される従来の意味での大躍進政策が想起されるべきであろうし、さらには小躍進期の人民公社工業の発展等も思い出されてしかるべきであろう。これらの時期、個人セクターはともかくとして、集団セクターにおける工業生産活動が活発化したことは明らかである。すなわち、この面でも今日の経済改革と大躍進・小躍進の類似性を主張することができよう。

さて今回の経済改革をはじめめるにあたり、陳雲以下の当時のプランナーは、既述のように大躍進・小躍進との連関を意識していた。そして大躍進・小躍進の失敗について単に政治過程における原因を検討するばかりでなく、「体制改革のやり方自体にも原因があった」として以下のような総括を行なっている<sup>(注4)</sup>。

- (1) おおむね中央と地方の関係を改革するのみで、国家と(国営)企業の関係は改善されなかった。
- (2) 行政的管理の土俵の上での議論にとどまり、内的連関にもとづく経済の組織化、間接的手段による統制・誘導が行なわれなかった。

(3) 十分な了解、緻密な段取りと準備に欠け、拙速で分権化したため、古い枠が打破されても新しい枠を作り上げることができなかった。

今回の経済政策の転換をもってただちに経済改革の挫折とみるわけにはゆかないが、1つのサイクルが終了したことは明らかであろう。以上の総括と対比するかぎり、歴史の教訓は十分に生かされなかったというべきであろうか。

1984年以降の経済変動の最高責任者たる趙紫陽は、周知の政治的変動のさなか、民主化運動の責任を負う形で失脚した<sup>(注5)</sup>。しかし中共党内の権力闘争の背後に経済政策をめぐる深刻な対立があったことは明らかである<sup>(注6)</sup>。大躍進・小躍進の取捨過程における政治変動については触れることができなかったが、前者の場合には毛沢東のヘゲモニーが後退し、後者の場合には林彪が死亡し、文革で失脚した鄧小平が復活している。今日の経済改革の調整をめぐる政治過程においても、大躍進・小躍進に類似する展開があったというべきであろうか。

趙紫陽が失脚した現在、制度改革を含む経済運営は、李鵬首相、もしくは1957年の制度改革以来の当事者である姚依林副首相の手で行なわれることになるろう。誰が担当するにせよ、大躍進初期以降今日に至るまでの経済改革の歴史を正しく総括することが、新たな経済改革の出発点となるろう。

(1989年3月稿、同8月一部加筆)

(注1) 小宮隆太郎『現代中国经济』東京大学出版会 1989年 第2章参照。

(注2) 吳敬璉 前掲論文。

(注3) 姚依林「關於一九八九年国民经济社会发展計画草案的報告」(『人民日報』1989年4月7日)。

(注4) 國務院財委經濟体制改革小組辦公室 前掲論文。

(注5) 1989年の段階まで趙紫陽が党中央財政經濟領導小組の組長であったことは、矢吹晋「吳敬璉氏にきく 中国经济改革戰略とインフレ対策」(『日中經濟協會会報』1989年3月号)で確認される。

(注6) 田島「日暮れて道遠い……」参照。

(東京大学助教授)

〔付記〕 本稿はアジア經濟研究所1988年度「中国经济の多重構造」研究会の成果の一部である。